

増井清彦

増井清彦

増井清彦

司法研修所教官に充てる

四
六

昭和五九年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する

最高裁判所

法務省

併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする

二三
五
一五

法制審議会少年法部会委員の併任を解除する

法務省

検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

五
一五

併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする

二一
二〇

最高検察厅検事に配置換する

六〇
一
五

昭和六〇年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する

二
六
一
四

併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする

六一
一
四

検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

六一
一
四

併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする

六一
一
四

昭和六一年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する

六一
一
四

併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする

六一
一
四

司法研修所教官に充てることを解く

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

東京地方檢察廳檢事に配置換する

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

東京地方檢察廳次席檢事を命ずる

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

東京地方法廷試験（第二次試験）考査委員の併任を解除する

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

法制審議会刑事法部会委員に併任する

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

かねて東京地方檢察廳特別捜査部長を命ずる

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

東京高等檢察廳檢事に配置換する

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

東京高等檢察廳次席檢事を命ずる

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

法制審議会刑事法部会委員に任命する

昭和六一
四
七

最高裁判所

法務省

増井清彦

平成元	三	一	かねて東京高等検察庁総務部長を命ずる 東京高等検察庁総務部長を免ずる	法務省
"	四	一〇	最高検察庁検事に配置換する	"
"	九	四	最高検察庁刑事部長を命ずる 最高検察庁刑事部長を命ずる	"
"	"	"	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"
"	"	"	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする	"
"	"	"	選挙制度審議会幹事に任命する	内閣
"	一〇	一八	矯正保護審議会委員に併任する	法務省
"	一〇	一一〇	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最高裁判所
"	一五	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"
"	七	一〇	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする 法制審議会刑事法部会委員に併任する	法務省
"	三	二八	法制審議会刑事法部会委員に併任する	"
"	五	一	東京地方検察庁検事正に配置換する	"
平成三	五	一二三	矯正保護審議会委員の併任を解除する	法務省
五	九	一二二	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する アメリカ合衆国へ出張を命ずる	法務省
			出張期間は平成三年九月一二日から同年一〇月一日までとする	"